

2 スtockヤードの土砂を月間500m³
以上搬出する。

ストックヤードの設置者は 処理計画 を作成し、知事に
届け出なければなりません(条例第4条第2項)。

◎ 当該届出は、処理計画書(第1号様式)により行います。

いつまで？

当該処理計画に係る月の前月の20日まで

処理計画書の添付図書

※ P7、11を参照してください。

当該土砂埋立区域ごとに月の初日から末日
までの間に係る処理計画を定めます。

(例) 11月1日から3月20日までが土砂搬出期間の場合

10月20日までに11月(初日から末日まで)分の
11月20日までに12月(初日から末日まで)分の
12月20日までに1月(初日から末日まで)分の
1月20日までに2月(初日から末日まで)分の
2月20日までに3月(初日から末日まで)分の

処理計画を定め
それぞれ提出します。

(月の初日から末日までの搬出土量が500m³未満の月分は提出の必要はありません。)

次に掲げる土砂の搬出は、**処理計画書の提出は不要**です。

- 1 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う土砂埋立行為の当該土砂埋立区域からの土砂の搬出
- 2 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の搬出（国査定事業は別）
- 3 陶器、ガラスその他の製品を製造し、又は加工するための原材料（土砂の性質を改良するための原材料を除く。）としての土砂の搬出
- 4 土質改良プラントその他の施設において化学的に性質を改良した土砂の搬出
- 5 土地の造成その他事業の区域又は工場その他事業場の区域において採取された土砂を当該区域内の土砂埋立行為に用いるために行う土砂の搬出

（注）建設工事から搬出する土砂をストックする場合には、条例第4条第1項と同条第2項の両方の届出が必要になりますが、一つの建設工事から搬出する土砂のみをストックする場合で、当該建設工事の処理計画に搬出先、仮置場の位置、期間が記載されている場合は、2の届出を省略できます。

◎ 面積500㎡を超えるストックヤード、土砂の仮置場等については、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可が必要な場合があります。

なお、1,000㎡以上のストックヤードや土砂の仮置場等は、大気汚染防止法に基づく届出が必要となる場合があります。

処 理 計 画 書

〇〇年10月5日

神奈川県 〇〇 土木事務所長殿
 (神奈川県 治水事務所長)

郵便番号 〇〇〇—〇〇〇〇

住 所 〇〇市〇〇1丁目1番1号

氏 名 〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第4条第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称			
建設工事の 内 容	種 別	公共土木工事 公共建築工事 民間土木工事 民間建築工事	
	概 要		
建設工事又は 土砂埋立区域 の位置及び区域		〇〇町〇〇350番地（別添位置・区域図参照）	
搬出する土砂の数量		2, 500 m ³	
土砂を搬出する期間		〇〇 年 <u>11</u> 月 <u>1</u> 日 ～ 〇〇 年 <u>12</u> 月 <u>5</u> 日	
※搬出先に 係る事項	土砂の搬出先の 位置及び区域	〇〇町〇〇〇150番 （別添位置・区域図参照）	（2箇所目の搬出先）
	土砂埋立を 行う者	氏名又は 名 称	有限会社 〇〇工業 代表取締役 〇〇 〇〇
		住所又は 事務所の 所在地	〇〇市〇〇100番地1号
		連 絡 先	電話 〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇
	搬出先の区域が土 砂埋立行為に ついて法令等 の許可等を要する	法令等の 名 称	宅地造成及び特定盛土等規制法
許可等の 時 期		〇〇年 〇〇 月 〇〇 日	年 月 日

	場 合	許可等の 番 号	△△ 第 ○○ 号	第 号
--	-----	-------------	-----------	-----

(裏)

※搬出先に係る事項	土砂の搬出先の位置及び区域		(3箇所目の搬出先)	(4箇所目の搬出先)
	土砂埋立を行う者	氏名又は名称		↓ (※5箇所目以降は別紙に記載)
		住所又は事務所の所在地		
		連絡先		
	搬出先の区域が土砂埋立を行うに法令等による場合	法令等の名称		
		許可等の時期	年 月 日	年 月 日
		許可等の番号	第 号	第 号
その他参考となる事項		(※建設工事から搬出する土砂をストックする場合には、1と2の両方の届出が必要となりますが、一つの建設工事から搬出する土砂のみをストックする場合で、当該工事の処理計画に搬出先、仮置場の位置、設置期間、設置に関して受けている許可等が記載されている場合には、この届出を省略できます。)		
連絡先	工 事 部 土 木 課 係 電話番号 ○○○○-○○-○○○○ (内線) ○○○			

- 備考 1 ※印の欄は、再生資源利用促進計画又は搬出先適正確認記録を添付した場合には、当該再生資源利用促進計画又は搬出先適正確認記録の記載事項と重複する事項の記載を省略することができます。
- 2 搬出先が5箇所以上の場合は、別紙に続けて記載してください。
- 3 建設工事の内容の欄の公共土木工事及び公共建築工事とは、国、地方公共団体、公社・公団等の各機関が発注した工事をいい、民間土木工事及び民間建築工事とは、上記以外の公益事業（電気、ガス、電話事業等）を行う団体、財団法人、企業等が発注した工事をいいます。
- 4 建設工事又は土砂埋立区域から搬出先までの間に土砂の積替え等を行う場合は、その他参考となる事項に積替え場所の位置、積替えの期間等を記載してください。